

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

群馬県みどり市長

公表日

令和7年12月12日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>みどり市における国民年金事務は、国民年金法、国民年金法施行令及び国民年金法施行規則、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則のほか、地方自治法に基づく「国民年金市町村事務処理基準」の定めるところにより行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、上記法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に基づき、次の事務に使用する。</p> <p>【国民年金市町村事務処理基準のうち】</p> <p>① 被保険者に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none">1 届書の受理2 資格取得の届出3 種別変更の届出4 任意加入被保険者の資格取得の申出5 資格喪失の届出6 死亡の届出7 任意脱退の届出8 資格喪失の申出9 氏名変更の届出10 住所変更の届出11 住所変更報告書12 日本国内に住所を有しない被保険者の届出13 届書の送付又は報告14 届書の再提出 <p>② 給付に関する事項及び年金生活者支援給付金に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none">1 給付に関する請求書・申出書・届書又は申請書の受理及び裁定請求書の受付2 現況届又は所得状況届の受付3 障害基礎年金・遺族年金所得状況連名簿又は年金生活者支援給付金連名簿の受付
③システムの名称	国民年金システム、宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 国民年金基本情報ファイル 2. 国民年金資格情報ファイル 3. 国民年金宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の46、94、128の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条の2、47条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施しない] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	みどり市 市民部 保険年金課(みどり市笠懸町鹿2952番地 0277-46-7028)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	みどり市 市民部 保険年金課(みどり市笠懸町鹿2952番地 0277-46-7028)
9. 規則第9条第2項の適用	
適用した理由	[]適用した

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年11月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[<input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない]
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	みどり市情報セキュリティ対策基準(第3.0版)及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、物理的・技術的安全管理措置等の必要な対策を講じている。	
9. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検]	[<input type="checkbox"/> 内部監査] [<input type="checkbox"/> 外部監査]
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[<input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する]
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	みどり市情報セキュリティ対策基準(第3.0版)及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、物理的・技術的安全管理措置等の必要な対策を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民課長 斎藤 典之	市民課長 藤生 智子	事後	平成27年8月に見直しを行つたため
平成27年8月31日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>国民年金法に基づき国民年金業務を実施している。 ①第1号被保険者の資格取得・喪失届出等の受理 1. 申請受付 2. 異動届出書作成 ②任意(特例含む)加入被保険者の資格取得・喪失届出等受理 1. 申請受付 2. 異動届出書作成 ③保険料免除(学生含む)の申請・免除取消の届出・受理 1. 申請受付 2. 免除申請書作成 3. 結果入力 ④法定免除の届出・受理 1. 申請受付 2. 免除申請書作成 3. 結果入力 ⑤所得情報提供 1. 提供依頼 2. 住民税参照 3. 情報提供</p>	<p>国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請、届出に伴う受理、審査に関する事務処理を法定受託事務として行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。</p> <p>①被保険者資格に関する各種届出事務 ②老齢福祉年金に関する請求事務 ③国民年金保険料の免除等に関する各種申請事務</p>	事前	平成27年8月に見直しを行つたため
平成29年2月15日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>国民年金法に基づき、国民年金に係る各種申請、届出に伴う受理、審査に関する事務処理を法定受託事務として行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。</p> <p>①被保険者資格に関する各種届出事務 ②老齢福祉年金に関する請求事務 ③国民年金保険料の免除等に関する各種申請事務</p>	<p>みどり市における国民年金事務は、国民年金法、国民年金法施行令及び国民年金法施行規則、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則のほか、地方自治法に基づく「国民年金市町村事務処理基準」の定めるところにより行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、上記法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)（以下「番号法」という。）の規定に基づき、次の事務に使用する。</p> <p>【国民年金市町村事務処理基準のうち】</p> <p>①被保険者に関する事項 1 届書の受理 2 資格取得の届出 3 種別変更の届出 4 任意加入被保険者の資格取得の申出 5 資格喪失の届出 6 死亡の届出 7 任意脱退の届出 8 資格喪失の申出 9 氏名変更の届出 10 住所変更の届出 11 住所変更報告書 12 手帳の再交付の申請 13 日本国内に住所を有しない被保険者の届出 14 届書の送付又は報告 15 届書の再提出</p> <p>②給付に関する事項及び年金生活者支援給付金に関する事務 1 納付に関する請求書・申出書・届書又は申請書の受理及び裁定請求書の受付 2 現況届又は所得状況届の受付 3 障害基礎年金・遺族年金所得状況連名簿又は年金生活者支援給付金連名簿の受付 4 1～3の請求書等の送付</p>	事前	平成29年2月に見直しを行つたため
平成29年2月15日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1号 別表第一の31、95の項	<p>③ 保険料に関する事務 1 申出書の受理 2 付加保険料納付の申出 3 付加保険料納付の辞退申出 4 付加保険料滞納等に伴う付加納付被保険者非該当 5 付加保険料納付該当の届出 6 付加保険料納付非該当の届出 7 中国残留邦人等の特例措置対象者該当の申出 8 保険料の免除に関する届出 9 保険料の免除理由消滅の届書 10 保険料免除及び若年者納付猶予の申請 11 保険料学生納付特例の申請 12 保険料免除及び若年者納付猶予の取消申請 13 納付特例不該当の届出 14 届書の送付及び再提出</p> <p>また、この事務処理基準に定められたもの以外に、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者に関する協力連携事務を行う。</p>		
平成29年2月15日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事前	平成29年2月に見直しを行つたため
平成29年2月15日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7号 別表第二【別表第一における情報照会の根拠】48、50の項 【別表第二における情報提供の根拠】一	(空欄)	事前	平成29年2月に見直しを行つたため
令和1年6月27日	5.評価実施期間における担当部署 ②所属長	市民課長 藤生 智子	市民課長	事後	
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年11月21日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年11月21日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月27日	IV リスク対策	-	項目の追加	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和3年8月6日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年7月1日 時点		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月6日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和3年7月1日 時点		
令和4年8月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	令和4年7月1日 時点		
令和4年8月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年7月1日 時点	令和4年7月1日 時点		
令和5年8月18日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	令和5年7月1日 時点		
令和5年8月18日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年7月1日 時点	令和5年7月1日 時点		
令和7年12月12日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	【国民年金市町村事務処理基準のうち】 ① 被保険者に関する事項 12 手帳の再交付の申請 13 日本国内に住所を有しない被保険者の届出 14 届書の送付又は報告 15 届書の再提出	【国民年金市町村事務処理基準のうち】 ① 被保険者に関する事項 12 日本国内に住所を有しない被保険者の届出 13 届書の送付又は報告 14 届書の再提出	事後	見直しによる変更
令和7年12月12日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の31、62、95の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、47条	番号法第9条第1項 別表の46、94、128の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2、47条	事後	番号法の一部改正
令和7年12月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民部市民課	保険年金課	事後	令和7年10月1日の組織改編
令和7年12月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民課長	保険年金課長	事後	令和7年10月1日の組織改編
令和7年12月12日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	みどり市 市民部 市民課(みどり市笠懸町鹿2952番地 0277-76-2111)	みどり市 市民部 保険年金課(みどり市笠懸町鹿2952番地 0277-46-7028)	事後	令和7年10月1日の組織改編
令和7年12月12日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	みどり市 市民部 市民課(みどり市笠懸町鹿2952番地 0277-76-2111)	みどり市 市民部 保険年金課(みどり市笠懸町鹿2952番地 0277-46-7028)	事後	令和7年10月1日の組織改編
令和7年12月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事後	基準日の変更
令和7年12月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年7月1日 時点	令和7年11月1日 時点	事後	基準日の変更
令和7年12月12日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人的なミスが発生するリスク への対策は十分か	—	十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年12月12日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人的なミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	—	みどり市情報セキュリティ対策基準(第3.0版)及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、物理的・技術的安全管理措置等の必要な対策を講じている。	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年12月12日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年12月12日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	—	十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
令和7年12月12日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	みどり市情報セキュリティ対策基準(第3.0版)及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、物理的・技術的安全管理措置等の必要な対策を講じている。	事後	様式変更に伴う項目追加